

# 消費者被害注意報

No. 115

## SNSでの投資詐欺に騙されないで！

経済評論家



### 【事例 1】SNS上で著名人を名乗る投資詐欺の勧誘

SNS 広告の有名経済評論家の投資体験談に惹かれ、メッセージアプリに登録すると、アシスタントを名乗る人から投資詐欺が届いた。有名な評論家なら信用できると思い 100 万円振り込むと、次々に投資を勧められ、総額 1,500 万円を振り込んだが出金できない。

### 【事例 2】ロマンス詐欺

マッチングアプリで出会い、恋愛感情を持った相手から、「ふたりの将来のため」と勧誘され、紹介された投資サイトへ投資した。出金しようとしたところ、保証金を要求され、マッチングの相手に相談したところ、連絡が途絶え、投資サイトとも連絡できなくなった。

### 【事例 3】SNS 上の投資グループ内で勧誘される詐欺的な FX 取引

SNS 上の投資グループに参加し、FX取引を始めた。グループ内での指示どおり、指定された個人口座に振り込んだ。サイト上で利益が出たかのように表示されたので出金しようとしたが、出金できない。

### 消費者トラブル防止のために

- 「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言は、まず疑いましょう。
- SNS 上で出会った相手からお金の話が出たら、注意しましょう。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺です。
- FX 取引を行う場合は、必ず金融庁の HP で金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。
- 取引画面では利益が出ているように見えても、画面自体が架空であり、実際の取引は行われていない場合があるので注意が必要です。
- いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう！



悪質商法  
ひっかかるん

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 **043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

見守り  
新鮮情報

# 会員登録のつもり が…別サイトでの サブスク契約に



©Kurosaki Gen

フリマアプリの新規登録をしようと「スタート」というボタンを押して、クレジットカード情報などの入力を完了した。すると身に覚えのない海外事業者の動画配信サービスにつながってしまい「視聴期間は5日間で、キャンセルがなければ月額約7500円がカードから支払われる」と表示された。どうすればよいか。（60歳代）

## ひとこと助言

そのスタートボタン  
別サイトの広告かも！



- 国内事業者のサイトの利用時に表示された「スタート」「OK」などのボタン表示をクリックし、クレジットカード情報等を入力したところ、意図せず海外事業者とのサブスクリプション契約になっていたという相談が寄せられています。
- 「スタート」などのボタンは海外事業者の広告で、ウェブデザイン等で勘違いさせ、消費者に認識させないままサブスク契約に誘導しています。
- 「スタート」等の表示が、自身の登録しようとしているサイトの手続きボタンなのか、クリックする前によく確認しましょう。枠の端に小さい「×」印等があれば広告です。
- クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp>）でも相談を受け付けています。